

大項目ごとに、「何のために挙がっているか」(理由)について整理したもの(タタキ台)

資料№3

大項目の順番は、これまでの検討で意見を挙げた班が多かった順に並べたもの

大項目	中項目	個 別 内 容	左記大項目が「何のために」挙がっているか (理由)
市民参加・参画	基本原則	・市民は、市政、まちづくりに参加・参画することができる。 ・市は、市民が市政、まちづくりに参加・参画できることを保障しなければならない。	・市政、まちづくりは、市民みんなが参加・参画することが基本である。 ・市民は市政、まちづくりに参加・参画する権利を有しており、同時に市がその権利を保障することにより実効性を持つ。 ・市民みんなが参加・参画するためには、市民が市政、まちづくりに関心を持つようにならない。 ・市民が市政、まちづくりに関心を持つためには、自分たちがサービスの受け手というだけではなく、まちづくりの担い手でもあるという自主自立の意識を持つことが必要である。 ・市が定めている市民参加・参画の制度は市民にはわかりにくく、これらをわかりやすい制度にすることが、市民の関心を高めることにつながる。
	意識の醸成	・市民は、市政、まちづくりに関心を持つよう努める。 ・市は、市民が市政、まちづくりに関心を持つように努める。 ・市民は、まちづくりの担い手として自主自立の意識を持つよう努める。 ・市は、市民がまちづくりの担い手として自主自立の意識を育むように努める。	
	制 度	・市は、市民参加・参画の制度をわかりやすいものにしなければならない。	
住民投票制度	住民投票制度	・市は、住民意思を確認するための住民投票制度を設けなければならない。 ・市民は、住民投票制度を活用することができる。 ・市及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。	・間接民主主義を尊重しつつも、重要な案件については直接的に住民意思を確認できる制度が必要である。 ・議会制民主主義を補完する制度を整えることにより、まちづくりの主役である市民の意思をより正確に反映した市政を行うことができる。
情 報	情報公開	・市民は、市政に関する情報の公開を、市に請求することができる。 ・市は、市政に関する情報を、市民にわかりやすく十分に公開しなければならない。	・市政、まちづくりに市民みんなが参加・参画するためには、市の情報が市民に十分に公開、提供され、市民、市議会、市の三者が情報を共有していなければならない。 ・三者が情報を共有するには、「市民の個人情報保護する」というルールを互いに守ることにより、相互に信頼感を持つことが前提条件となる。
	情報提供	・市は、市政に関する情報を、市内外に積極的に提供しよう努める。	
	情報共有	・市及び市議会は、市民と市政に関する情報を共有しよう努める。	
	情報保護	・市及び市議会は、市民の個人情報を保護しなければならない。 ・市民は、市民の個人情報を保護しなければならない。	
市民の権利、役割	権 利	・市及び市議会は、市民の意見を平等に扱うよう努める。	・これからのまちづくりは、市民が自分たちで担っていかなければならない。 ・市民がまちづくりを担っていくには、市民がそれぞれ平等に発言できることが前提条件である。 ・市民の発言が平等に扱われるには、責任を持った発言と行動でなければならない。 ・市民がまちづくりを担っていくには、互いに共通の目的に向かって対等の立場で協力していく相手として、市と互いに協働していくべきである。 ・与えられた情報に加えて、自分から積極的に必要な情報を得る努力をすることが、まちづくりの担い手として必要である。
	役 割	・市民は、まちづくりの主体としてまちづくりに参加・参画し、自分たちのまちを自分たちでつくるよう努める。 ・市民は、発言と行動に責任を持たなければならない。 ・市民は、市と協働の担い手となるよう努める。 ・市民は、自分から必要な情報を得るよう努める。	
コミュニティ	あり方	・市民は、コミュニティの形成に努める。 ・市は、コミュニティの定義、あり方、位置付けを明確にしなければならない。 ・市民、市及び市議会は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重しなければならない。	・かつて絆で結ばれていた地域社会が崩れつつあり、コミュニティの必要性を再認識すべきである。 ・コミュニティについて、従来からの良い部分は守り伝え、良くない部分については改善を図るなど、時代に合ったあり方を目指していくべきである。 ・コミュニティを発展させていくには、町内会はもとより、コミュニティの位置付けを明確にすべきである。 ・コミュニティは、自主的、自立的に機能することによって自治を実現する。
市の責務	責 務	・市は、市政に関する情報を公開しなければならない。 ・市は、公平な行政運営を行わなければならない。 ・市は、経営責任を持たなければならない。 ・市は、市政の全てにおいて説明責任を果たさなければならない。 ・市は、市民の声を市政に反映させるよう努める。 ・市は、専門的知識を持つ職員を養成しなければならない。 ・市は、市民がまちづくりに参加・参画できる機会や手段を提供しなければならない。 ・市は、まちづくりの各担い手が能力を発揮できる環境や体制をつくるよう努める。 ・市は、迅速かつ的確な行政運営及び対応をしなければならない。 ・市は、市政に対する市民意見を積極的に受け付け、その意見に対する市の考え方を公表しなければならない。	・市は、市民の権利を守る責務がある。 ・市は透明で公平な行政を行い、説明責任を果たすことで、市民と信頼関係を保たなければならない。 ・市は、市民の信託を受けていることを自覚し、経営責任を持って行政運営をしなければならない。 ・市は、市民みんなが参加・参画して市政、まちづくりを行うことを基本とし、その実現のために機会や手段、環境や体制を整備していく必要がある。

大項目	中項目	個 別 内 容	左記大項目が「何のために」挙げられているか（理由）
市議会の 責務	市議会の 責務	- 市議会は、市を監視しなければならない。 - 市議会は、市民に開かれた議会を心がけなければならない。 - 市議会は、市民全体の代表という意識を持たなければならない。 - 市議会は、次世代を見据えた市政の運営を図らなければならない。 - 市議会は、広く市民の声を聴き、議会に反映させなければならない。	- 市議会は、まちづくりの主役である市民の代表という意識を強く持たなければならない。 - 市議会は市民の代表として、市民が行政運営を信託した市に対して、その運営が市民の意向に沿っているものかどうかを代弁していく義務がある。 - 市議会は、その活動を透明にすることによって、有権者である市民と信頼関係を保たなければならない。 - 市議会は、次の世代まで見据えて、市の発展を目指していかなければならない。
協 働	あり方	- 市は、協働の目的、理念、あり方を明確にしなければならない。 - 市民は、市と協働するよう努める。 - 市は、協働について職員教育をしなければならない。	- 協働の目的、理念、あり方があいまいであり、まずそれらを明確にする必要がある。 - 市職員の間でも協働についての認識が統一されていないのが現状であり、共通認識をしっかりと持つ必要がある。 - 共通の目的に向かって対等な立場で協力していくためには、協働の担い手である市民と市が、それぞれの役割と責務を明確にしておく必要がある。 - 協働していくには、お互いの信頼関係が必要であり、そのためには、市は情報公開、情報提供を実施し、説明責任を果たすなど、市政運営を透明にしていなければならない。
	役割と責務	市は、まちづくりについての市民と市の役割と責務を明確にしなければならない。	
	対等関係	市民と市は、対等な関係をもたなければならない。	
	信頼関係	- 市は、市政運営を透明にし、市民と市が信頼関係を築くようにしなければならない。 - 市民は、市と信頼関係を築くように努める。	
評 価	評 価	- 市は、市の事業や業務について評価を行わなければならない。 - 市は、評価の結果を公表しなければならない。	- 市が行う事業や業務は、まちづくりの主役である市民が満足するものでなければならない。 - そのために、市は事業や業務について必ず評価を実施し、改善を図っていかなければならない。 - 評価の結果については、市民にわかりやすく公開して、評価に透明性を持たせなければならない。 - 評価は事後評価のみではなく、計画段階、実施段階などの各段階でも実施することにより効果が上がる。 - 評価は自己評価のみでは甘くなりがちであり、第三者による評価も組み合わせるべきである。 - 第三者による評価を実施する場合、市民参加・参画を市政、まちづくりの基本とする視点から、市民も参加して行うことも取り入れるべきである。
	第三者 評価	市は、市の事業や業務の各段階における評価に、第三者評価や市民の参加による評価を行うよう努める。	
男女共同 参画	意識の 醸成	- 市民は、老若男女を問わず、誰もが平等な立場でお互いをパートナーとして認め合うように努める。 - 市は、市民が老若男女を問わず、誰もが平等な立場でお互いをパートナーとして認め合うようにしなければならない。	- 男女共同参画の推進意識はまだまだ十分とは言えず、市民全体の推進課題としてみんなで取り組んでいくべきである。 - 特に地域社会において、旧来の風習を変えていく努力をしていかなければならない。
	地域社会	市民及び市は、地域社会において、風習にとらわれずに男女共同参画を推進するよう努める。	
財 政	情報公開	- 市民は、市の財政についての情報の公開を求めることができる。 - 市は、市の財政についての情報を市民にわかりやすく十分に公開しなければならない。	- 市の財政状況の公開が不十分であり、市民と市が情報を共有して協働によるまちづくりを行っていくには、財政状況を透明にする必要がある。 - 市が財政状況を公開するにあたって、市民が理解できるようにわかりやすく公開しなければならない。 - 市は公金により財政運営を行っていることを自覚し、財政を健全に運営していかなければならない。
	健全財政	市は、市の財政を健全に運営しなければならない。	
安全・安心	防災、防犯	市民は、地域全体で助け合いの精神を持ち、市民レベルの防災、防犯対策をするよう努める。	非常時には地域での助け合いが最重要であり、日頃から地域全体で助け合いの精神を育てていくことが必要である。
自治基本 条例の 位置付け、 改正手続	最高 規範性	- 自治基本条例は、市の最上位の条例に位置付けられなければならない。 - 市は、他の条例、規則等の制定及び運用に際し、自治基本条例の趣旨を最大限に尊重し、整合性を図らねばならない。	「自治体の憲法」として自治基本条例を定めるため、市の最上位の条例に位置付けなければ意味がない。 - 最上位の条例に位置付ける以上、他の条例、規則等は全て自治基本条例と整合がとられていなければならない。 - 自治基本条例は市民の行動を規制する条例ではなく、市民の権利を保障する条例である。憲法にも改正手続が規定されているように、自治基本条例は未来永劫不変のものではなく、時代や情勢の変化に応じて、臨機応変に改正ができることが重要である。
	改正手続	市は、自治基本条例の改正手続を制度化しなければならない。	
人 材	人材育成	市は、次世代を見据え、まちづくりのリーダーやコーディネーター及び後継者を育成するよう努める	- 市民参加・参画を進めていくためには、市民の意識をまとめていくリーダーやコーディネーターが必要不可欠である。 - まちづくりは継続して行われていくものであり、次の世代につなげていくものでなければならない。
交 流	交 流	市民、市及び市議会は、市内外及び世代間の交流が活発に行われるよう努める。	- 新市としての一体感を醸成していくためには、地域間の交流が活発に行われることが必要である。 - 世代を超えた交流も、コミュニティの醸成や歴史・文化の継承の視点からも必要である。 - 市外の人々との交流も、情報交換や相互扶助、及び観光や産業の面からも必要である。
平 等	まちづくり	市民、市及び市議会は、各地域の特色を活かしたまちづくりをするよう努める。	- まちづくりは、各地域の特色を活かしつつも、全市的に平等に行われなければならない。 - あらゆる差別がなく、人権が尊重されるまちを目指していく。 - 社会的弱者をみんなで守っていく。
	人権尊重	- 市民、市及び市議会は、あらゆる差別をなくし、人権を尊重しなければならない。 - 市民、市及び市議会は、ハンディを抱える人や老人、子どもを大切にしなければならない。	
都市内分権	あり方	市は、地域自治区のあり方を含めた都市内分権のあり方を明確にしなければならない。	上越市における今後の都市内分権のあり方が明確になっておらず、慎重にはあるが、地域自治区を基軸にその考え方を明らかにしておかなければならない。